

自治体議員

---

活動総覧

# 議員発言事例集

【内容見本冊子】

第一法規

## はしがき

「沈黙は金なり、雄弁は銀なり」という諺がある。しかし議会は言論の府であり、議員は議論をするための人であるから、会議の場に臨んで沈黙を守っている、住民の代表としてのその責任を果たしているとは言いがたい。

自己の得失は別にして、住民の心を心として議論し、判断し、決定しなければならぬが、そのためには十分に調査し、研究しての発言でなければならず、党利党略のための発言や、感情むきだしの発言、スタンドプレー的な発言は厳に慎しまなければならぬ。

このようなことから、議員の発言はいかにしなければならぬか、また、議案にはどこに着眼して発言すべきかが問題になる。

地方議会の制度、運営については江湖の識者によって多くの解説書が刊行され、地方議会議員の指針になっているが、発言の具体的事例について触れているものがないところから、議員にとってどのように発言すべきかのとまどいがあると聞くところである。

このたび、このような要望に応えるため、地方議会における議員の発件事例を各項目に分類

し、コメントを付して集大成した「議員発件事例集」を刊行するはこびとなった次第である。

本書は、「地方議会」とはしたが、都道府県とか大都市の議会は想定しておらず、また、事例とはしたが会議録から転写したものではないので、個々の市町村のおかれた立地条件、時期等によって発言の内容、仕方が異ってくるのは当然であるが、発言をする際の何かのヒントになるならば幸いである。

勿々のうちにまとめ、事例もなお不足するものがあり、内容の不備や誤りもあろうが、識者諸賢のご叱正と今後の追加によって補って参りたい。

本書を上梓するに当たり、先輩諸賢の御高見を多数参考にさせていただいたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第である。

昭和五十五年三月

地方議会研究会

## 第二 一般質問（緊急質問）

### 一 意義

#### 1 一般質問

一般質問とは、議員が当該地方公共団体の一般事務について、執行機関に対し、事実についての説明を求め又は所信を質すことをいう。

地方自治法には「質問」に関する規定はないが、議会が有する批判監視権には、当然に質問に関する権限が含まれており、国会法でも「内閣に質問しようとするときは」（国会法七四）とあり、質問は当然にできるという前提にたっている。地方議会でも、会議規則に「議員は、市（町・村）の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる」（市規六一・町村規六一）と規定されている。会議規則に規定されているから質問できるのではなく、議員固有の権限についての手続きを規定したものである。

一般質問は、提出された議案についての疑義を質す「質疑」とは異なる。質疑は討論、採決の前提として行われるのに対し「質問」は議員個人の意思で議員から問題を提起して行うものである。採決の対象にならないから法的に何らかの効果を生ずるものではなく、また直ちに行政に反映されるとは限らない。しかし執行機関に対し所信を問ひ、事実を質すことによつて、建設的な批判を加え、公正な行政を確保しようという大きな目的がある。また質問に対する答弁に不審の点

#### 一般質問 意義

一五一

#### 一般質問 意義

一五一

があり、あるいは問題のあるときは、議員は決議案（〇〇調査特別委員会設置）等を提出することによつて議会の意思を決定したり、問題を深く掘り下げることができる。

一般質問は定例会で行うものであり、臨時会では審議する案件が限定されているから一般質問をすることができない。

## 2 一般質問の対象・範囲・通告・回数・発言内容

ア 一般質問は執行機関に対してするものであるから、首長に限らず、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、監査委員等の委員会の長、委員に対しても質問できる。

イ 一般質問のできる範囲はどこまでかが問題になる。会議規則では「一般事務について質問することができる」と規定されており、その範囲については制限がないと考えてよい。しかし、議会の品位を傷つけるおそれのある質問はすべきでないし、また、当該地方公共団体の事務とは関係のない国政とか都道府県、他の市町村の事務については質問の対象にならない。

また、一部事務組合は、当該普通地方公共団体とは異なる特別地方公共団体であるので、一部事務組合の事務についても質問の対象にならない。消防施設に関連し「わが町の住民の生命と財産に関する問題について一般質問できないのはおかしい」とする論議があるが、それは消防事務組合議会ですべきことである。しかし、消防事務組合は固有の財源がなく構成団体の負担金で運営されているので、消防施設に関し全く質問できないというものではない。構成団体では組合に負担金を納付する事務があるので、構成団体の議会でも「消防車を更新するために負担金を追加納付する意思はないか」といった類の質問はできると解する。

ウ 質問をしようとする議員は「議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。」とされている。

議長の間定める期間内は、議会の活動能力という点からすれば議会が活動能力のある状態になってから通告するのが正しいが、会期が短い町村議会では、開会の日前〇日とすることもやむを得ない。

エ 一般質問は、要旨を文書で通告しなければならない。答弁をする執行機関が、その内容について十分に理解し得るよう具体的に記載しなければならない。「福祉問題について」とか「産業振興について」と件名や項目にとどまるものは、会議規則に反するから、議長は受理しない扱いになる。件名や項目を通告されても、執行機関では何を質問しようとしているか理解できないので、答弁について事前の準備ができないから、「検討します」とか、「研究してみます」と抽象的な答弁にならざるを得ない。これに対して議員は不平、不満の意を表わすことがあるが、責任の大半は通告した議員自身にあるといえよう。

質問は最高責任者の所信を問うという立場で行うものであるから、単に事務的なもの、計数を問うような問題については避けるべきである。

また、通告書に答弁を求める者として「〇〇課長」というような記載は適当でない。市長、教育委員長等とその機関の長を記入すべきである。現実に副市長とか担当課長、教育長が答弁することもあるが、これはその機関の長の委任を受けて答弁に当たるものであり、議員の方からは指定できない。

オ 質疑の回数は会議規則で〇回（市規五六）、町村三回（町村規五五）と定められている。この回数は質問についても準用（市規六四、町村規六三）されているので、この回数を超えることができない。会議規則に「ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない」と規定されているが、議長の許可を受ければ何回でもできるというものではなく、

一般質問 意義

一般質問 意義

せいぜい一回が限度である。その結果、執行機関の所信と議員個人の考え方が一致しないことがあってもやむを得ない。

カ 議会活性化のため、会議規則を改正し、質問の回数制限をやめる市町村も増えてきている。これは、一問一答で運営することにより、丁々発止のやりとりや、分かりやすい議会を求めて行われているのであって、もちろん何度も同じことを繰り返して質してよいということではない。

（一問一答の例） A、B、C、Dの四つの質問項目がある場合

<p>一括質問の場合</p> <p>【議員】 Aの質問 Bの質問 Cの質問 Dの質問</p>	<p>一問一答の場合</p> <p>【議員】 Aの質問</p>
<p>【執行部】 Aに対する答弁 Bに対する答弁 Cに対する答弁 Dに対する答弁</p>	<p>【執行部】 Aに対する答弁</p>
<p>【議員】 Aの再質問 Dの再質問</p>	<p>【議員】 Aの再質問</p>

←	←
<p>【執行部】 Aの再質問に対する答弁 Dの再質問に対する答弁</p>	<p>【執行部】 Aの再質問に対する答弁</p> <p>※Aについて、再々質問がなければ次の質問（B以降）に移る。以下、同様に繰り返す。</p>

キ 「質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない」（市規五五、町村規五四）と規定されているが、この規定は質問には準用されないので、質問の際に意見を加えることはできる。しかし発言の内容が意見の開陳に終始するなどは質問に当たらない。

ク 一般質問は、執行機関に対し、事実又は所信を質すものであるから、本旨を逸脱した内容であったり、執行機関を追及攻撃するような次の類の発言は厳に慎まなければならない。

- ◇ この際、質問ということではなく要望します。
- ◇ 早急に整備されるようお願いします。
- ◇ 更に前進するよう要望して終ります。
- ◇ ……のことが実現されるに至っていないのは、町長の無為、無策、無能によるものである。

### 3 緊急質問の意義と性格

ア 緊急質問については、標準会議規則に次のとおり規定されている（市規六三・町村規六二）。

（緊急質問等）  
 一般質問 意義 一五六

一般質問 意義 一五六

第六十三条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

- 2 前項の同意については、議長は、討論を用いなくて会議にはからなければならない。
- 3 第一項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

イ 一般質問は定例会でなければできないのに対し、緊急質問は定例会、臨時会を問わずにできるが、これは質問をすることに緊急性があるからである。したがって、緊急質問としてとり上げられるものは、事態がさし迫って即刻臨機応変の措置をしなければならない天災地変とか災害のように文字どおり緊急性がなければならない。

緊急質問について議長に発言の通告をすると、議長は討論を用いなくて会議に諮って可否を決める。議会の同意があつて発言に入つても、その内容に緊急性がなければ議長から制止される。

ウ 発言の回数、発言の内容等は、一般質問と同様である。

### 4 関連質問

一般質問及び緊急質問に関連質問を許している例があるが、通告制度の趣旨からも関連質問は許すべきでない。ただ運用としては同一内容について二人以上の議員から通告があり、議会運営委員会等において、発言者を一人に調整したような場合、通告をして質問できなかった議員については先例とか申し合せによってその事件についてのみ認めることもある。

関連質問とは直接の関係はないが、全く同一内容の事件について二人以上の議員から通告があった場合、先順位の議員

が質問したのに引き続き、後順位者が同一内容の事件について次々と発言する事例もあるが、必ずしも議事整理上から能率的とはいえない。むしろ後順位者が先順位者の質問で了解をしたならば、その事件については撤回する扱いにするところが適当である。

## 5 質問に関連する調査

質問において長の所信を質すに当たって、質問内容の事実確認、現状や問題点の把握などのために、質問しようとする議員が資料を事前に執行機関の担当部長、職員に求めるといったことが行われている。しかし、議会には検査権（法九八）や調査権（法一〇〇）があるが、議員個人にはそれらの権限はなく、本来情報公開条例に基づいて住民として請求すればよいことである。

執行機関は議員とよい関係を築きたいこと、あるいは政策や考え方を知ってもらいたいことから、議員からの情報や資料の求めには積極的に応えてきているところも多く、そのことに特に問題があるわけではないが、一議員としては資料請求の権限がないことは、心得ていなくてはならない。

それぞれの議員が個々に情報収集のために職員と接触することは、同じような資料を何度も要求することになったり、一部の議員だけが情報を持つことになり、非効率でもある。また、議員と職員との癒着といったことが問題とされることもある。

これらのことから、資料を求める窓口を一元化したり、どのような資料を求めているかといったことを公開するなど議会としてルール化するといったことも検討すべきであろう。

一般質問 意義

一五七

### ○救急車の出動について

〔平二五・一月改訂〕

〔議例九二〕

質問 救急車の出動について伺います。

救急車の出動については、本来必要のない軽症の事例での出動が問題になる一方、救急車を要請した学生に対し消防本部が、自力で病院に行けるとの判断から救急車を出動させず、その後学生が死亡し、裁判となっている事例が報道されております。

無駄な救急車出動をしないということも、大切ではありますが、必要な救急車出動がなされないということは絶対にさげなければなりません。

あまりに本来救急車の必要のない軽症での要請が多いとか、救急隊員が非常に忙しく、通報を受けてもなるべく出動させないで済ませたいというようなことはないのか。様々な要因が考えられます。

本市での救急車の出動要請の件数と、そのうち救急搬送の必要があったかなかったかの割合を把握していればお知らせ願います。

次に、本市において救急車の要請について、それを断ったりする事例はあるのか、ないのか、あればその件数をお知らせ願います。

最後に、救急車出動の判断基準について、なかなか専門知識のない一般市民にはわかりませんの

救急車の要請を断る事例はあるのか

一般質問 〈行政関係〉

救急車の出動について

二一五の三

で、どのような時に救急車を呼ぶべきなのか、また、こういう事例で救急車を要請するのは、やめてほしいというようなことがあります。お知らせ願いたいということ、そのようなことを周知することも必要かと思いますが、周知策は取られているのか、今後どのような周知策をお考えか伺います。

〔議例九六〕

〔議例一〇九〕

○地元で就職した場合に返還を免除される奨学金の設立について

〔平三〇・七月登載〕

質問 奨学金利用者が地元で就職した際の方策について質問します。

奨学金を利用している大学生の割合は五〇%以上いるという調査がありました。日本型雇用が崩壊したことが原因ともいわれますが、奨学金を利用され、社会で働いている方が多数いらっしゃるのには間違いのないことと思います。

社会人として活躍をはじめると同時に、人により額は異なりますが、数百万の借金を背負い、毎月返還することとなります。しかし、若い世代の方の給料は高いとは言えません。一人暮らしであれば家賃などの生活費の負担もあります。

就職したとしても非正規、低賃金では返済もできず、人生設計を描くことは到底できません。他の自治体では奨学金返還にあたり、条件はそれぞれありますが、助成や補助、一部免除を行っているところがあります。

町内在住を条件として、返還を助成することは、まず、働き手が確保される。さらに結婚や出産という将来の不安が緩和される、何よりも若い人が町内にいることはそれだけで町が活性化される。つまり、将来への投資になるのではないかと考えます。

そこで、奨学金利用者が就職し、町に住む際、その奨学金の返還の際の助成、補助、免除についての考えをお持ちか、さらに若い人が就職、結婚、出産することなど、将来への不安を解消するための方策について考えていただけるか質問します。

若い世代が町の活性化につながる

## ○子どもの健全育成対策について

〔平二四・一月改訂〕

質問 子どもはその家庭の宝であると同時に、次代の社会を担う一員としての宝でありますので、大事に育成されなければなりません。では、現在の子どもが家庭と社会の両面で大事に育成されているかという点、表面的には大事にされている、つまり過保護の状況にあるのが実態ではないでしょうか。そのために本質的な中身においては大事にされていないという言い方もできるのであります。

学校ではいじめや不登校があり、校外では事件、事故そして非行の問題があります。これは、家庭の責任だ、学校の責任だ、といった責任追求論のみで解決される問題ではありません。地域全体の問題としてとらえ、解決のために取り組む必要があると考えます。

そこで、しつけと非行の防止について提言し、市長並びに教育委員会の考え方を伺いします。

まず第一にしつけの問題であります。集団でいじめをする、ぞうきを絞ることができない、朝食を食べないで登校するといった実態がありますが、これはきちんとしつけられていないことによるものと考えます。お前は年だから古くさい、といった指摘をされそうですが、核家族で育った子どもたちが、お父さん、お母さんになり、先生になっております。この年齢層の人たちが十分にしつけられて育ったかという点とそうはいえない。地域コミュニティが崩壊し子育てが孤立化する中で親自身も子育てへの不安をかかえ、相談先がないことや、頼れるサポートが不足しているといった

〔議例八八〕

基本的な問題が介在していないでしょうか。

しつけの指導書作成を

〔議例一〇四〕

そこで私は改めて、社会のルールを身に付けるためのしつけの指導書を作り、学校、家庭に配布することを提言します。指導書は市内の有識者で構成する委員会で十分に審議検討した上で作成し、交通ルールやあいさつ、言葉づかい、他者へのおもいやりなどを中心に、大人も子どもも守るべきルールやマナーについて考える内容とし、学校、家庭に配布することについてはいかがお考えでしょうか。

学校支援ボランティアの委嘱を

二点目は非行対策としての子どもの生活指導をする学校支援ボランティアの委嘱であります。非行として一番問題のあるのは万引きであります。マンガ本やゲームソフトを万引きし、盗品をレンタル店に売る事件などが報道されていますが、そういったことで補導される件数は増加傾向にあると聞いております。

現在、PTAの役員、教員の一部を少年補導員として委嘱しておりますが、その数が少ないし、また活動の時間的制約があつて十分な成果を挙げるに至っていないと理解しております。

I町では、学校・家庭・地域が一体となって子どもの健全育成のための活動を行う、ボランティア「ブライト・リーダー」を設置して成果を上げています。いかがでしょうか。自分の店の物が万引きされないようにしていればよいといった枠をはみ出し、子どもたちに気軽に声をかけてもらうことによって、地域の子どもの教育を地域全体の責任で行うことが可能であろうと考えます。いかががお考えでしょうか。

以上二点について、市長及び教育委員長のそれぞれの所信をお伺いします。

## △参考事例▽

I町 茨城県茨城町（平成二三年調）

○文化財の保存対策について

質問 文化財の保存対策について三点質問いたします。

文化財というものは、作ろうと思ってもすぐできるものではなく、長年の歴史の中で培われてきたものであり、先祖から我々が伝承し、後世に引継いでいかなければならない大切なものであります。

幸いに本市は歴史も古いために、建造物、史跡、伝統行事なども多く、恵まれた環境にあると申しても過言ではありません。しかし、幸福な者は幸福になれきって、幸福であることを自覚しないように、本市も恵まれていることを自覚しない。由緒ある建造物、史跡があるのは当然だといった感覚であり、永く後世に残さなければならないといった意識に欠けるのではないか、といった心配があります。

こうしたことから、他市で行っている事例を紹介し、本市でもそうした対策を講ずることについていかがお考えかについて質問いたします。

第一点は文化財保存財団の設立であります。

金沢市では、市内に数多くある歴史的建造物や文化財が、個人の所有である場合が多く、その保存、管理が所有者に大きな負担になっているので、個人では管理しきれなくなった、あるいは後継者がいなくなった伝統建造物などを譲り受ける財団法人を設立して保存を図ることにしているそう

〔議例七二〕

文化財保存のため財団を設立しては

であります。

〔議例七二〕

本市でも、そうした財団を設立することについてはいかがお考えか。

第二点は、建造物保存のための助成制度の創設であります。

岡山県津山市では、江戸時代中期の伝統的商家が立ち並ぶ街並みを守ろうとし、建物の修理、改築、屋根のふき替えなどの改修工事に補助金を支出しております。

補助金は、伝統的建物については上限を五百万円の九〇％、建造物以外の外観修理については上限二百万円の九〇％としているそうであります。

個人の所有物に補助金を出すのはいかがか、といった論議もありましようが、歴史的建造物を保存しなければならぬ義務があり、また古い街並みが観光の資源にもなりますので、公費を支出することは問題がないと理解しておりますが、こうした助成制度を創設することについてはいかがお考えか。

最後に、文化財マップの作成であります。

これは、福井県織田町（現Ⅱ越前町）、愛媛県宇崩町（現Ⅱ上島町）で作成、配布しております。文化財があっても、住民はその存在をあまり知らないとか、あるのは知っていてもその由来に詳しくない、といったことはあり得ることだと思えます。

そうしたことから、文化財の写真、解説などを掲載した文化財マップを作成し、市民にはもとより、本市を訪問する方々に配布することについてはいかがお考えか。

以上三点についてお尋ねします。

文化財マップの作成配布を

建造物保存のため助成制度の創設を

### ○橋の点検状況について

〔平二一・一月登載〕

質問 近年、国内外で橋の崩落のニュースが報じられています。

その原因については、単に長年放置し老朽化したということではなく、設計上や施工上の不備や予想しなかった損傷等で、それほど建設から年数が経っていないにもかかわらず、崩落というものもあるようです。

予防的修繕が必要

住民の安全な通行を確保するには、橋の安全点検を実施し、予防的に修繕を行うことが必要であると考えます。そして、このことが地味ではありますが、橋梁の寿命を延ばし、大規模な修繕や架け替えの費用を減らし、結局は効率的な行政の執行ということになると思います。

現在市が管理している橋の設置状況と、本年度の点検状況について伺います。

次に橋の点検や診断等については、専門の民間業者等に委託するという方法も考えられますが、そのようなお考えはお持ちかどうか伺います。

一般質問 △建設関係▽ 橋の点検状況について

三三三の二三

一般質問 △環境衛生関係▽ 樹医制度の創設について

三四三の一六(三四三の二二)

### ○樹医制度の創設について

質問 本市に樹医制度を創設することについて質問いたします。

樹医制度を創設しては

獣医、獣の医師ならば、日常耳にする言葉であります。しかし樹木の医師、樹医は耳新しい言葉であります。この制度を導入しているのは鳥根県出雲市と、北海道の帯広市と聞いております。

出雲市が六名の樹医を認定したのは平成元年で、樹医の主な仕事は、庭木や生け垣などの健康診断と治療の処方づくりで、実際の手入れは持ち主がすることによって、愛情をかけて手入れする機会を与え、樹木に対する関心を高めることをねらいとしています。

一方、帯広市では、樹木の保護などについて七年間の実務経験を持つ方を市の嘱託職員として採用し、市役所に市民から相談があると樹医さんの自宅へ連絡します。樹医さんは枝切りハサミや葉の散布器などをもって駆けつけ、診断と処方を無料ですというものであります。

この制度は、多額の財源を要するものではありませんが、樹木を大切に、豊かな緑の環境づくりを進めるには図りしれない効果があると考えます。

こうした二市の事例を踏まえ、本市にも樹医制度を創設することについていかがお考えか、市長の所信をお伺いします。

## ○民泊について

〔平二八・七月登載〕

質問 民泊について伺います。

外国人観光客の増加等により、宿泊施設が不足しており、自宅の一部や別荘、マンションの空室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」がここ数年、わが国でも急速に普及しております。

地域の人口減少により増加している空家の有効活用といった地域活性化の観点から活用を図ることが求められる面もありますが、一方、感染症のまん延防止やテロの防止などの適正管理、安全性の確保や地域住民等とのトラブル防止に留意したルールづくりが求められております。

市長は民泊について、推進の立場なのか、抑制的な立場にお立ちか、その理由を含め、お考えを伺います。

一般質問 へ商工・観光関係

民泊について

三八九の一三

一般質問 へ商工・観光関係

滞在型家族旅行村の建設を

三九〇

## ○滞在型家族旅行村の建設を

質問 滞在型家族旅行村の建設の問題について質問いたします。

リゾートといえばホテル、ゴルフ場、スキー場の三点セットでありましたが、バブルの崩壊と共に各地で立ち消えになっている例がよくあります。

しかし週休二日制の定着あるいは時代と意識の変化によりバカンスを楽しむといったことは必ず到来するものと思われまます。現在は一泊型あるいは日帰りとなっておりますが、ネックになっているのは費用の問題であります。そこで出てくるのが滞在型家族旅行村の構想であります。

新潟県川口町では、雇用促進、農業生産の向上、若者の定住を合言葉に、昭和五十四年から滞在型家族旅行村構想を推進してきたモデル町村で、広大な敷地に野球場、ゴルフ場、テニスコート、キャンプ場が点在し、各種の施設を家族ぐるみで楽しみながら緑豊かな高原で余暇をすごしてもらおうというもので、宿泊施設の利用料金は一人五千円と伝えられております。

本町には幸いというべきか過疎により廃校となった〇〇小学校の校舎とグラウンドの周辺には広大な未利用地があります。野球場、テニスコート、キャンプ場、ゴルフ場、プールなどいろいろな施設が考えられますし、工夫によっては一泊一人五千円程度とすることも十分に可能であると考えます。

本町には観光資源はありませんが、余暇を家族ぐるみで楽しむ施設を作ることとは可能であります。町長はこうした滞在型家族旅行村を建設することについていかがお考えか、所信のほどをお伺いいたします。

滞在型家族旅行村の建設を

## ○防災訓練の見直しについて

〔平二四・一月登載〕

実際に役立つ避難訓練を

質問 防災訓練の見直しについて伺います。

東日本大震災では、防災訓練で避難していたところに避難しながら、多くの方が被災されたというようなことが報道されております。

これまでの防災訓練では、あまりたいへんな訓練はしたくない。とりあえず、集まれる施設に集まることが優先されていたところがわが町でもあったように思います。

しかし、そういうことでは住民の安全は守れない。きちんと最終避難場所までの訓練が必要でありますので、当然見直さなければならぬと思います。

また、一市町村だけでは対応できないことも多く、中央防災会議でも、広域的な対応ということの訓練も必要であるとされています。このようなことは、自治会ではできません。町が中心となって積極的に防災訓練の内容を高度化させていかなければならないと思いますが、町長のお考えを伺います。

防災訓練の高度化

〔議例一〇六〕

〔議例九六〕

## ○固定資産税について

予算の内容

固定資産税（償却資産分）が五百万円増額補正されている（九月議会）

質疑 固定資産税についてお尋ねします。

今回、償却資産分として五百万円増額補正されております。増えたのだからいいじゃないかといった考え方もありますが、九月議会で突如として五百万円も増額されたことを奇異に感ずるのであります。

そこで第一点としてお伺いしたいのは、増額になった理由であります。償却資産については一月一日現在の価格で評価し、二月末までには価格を決定しなければならないことが地方税法の第四百九条及び第四百十条で規定されております。ということは、当初予算を編成する時点では価格がすでに決定されており、したがって調定見込額も判明しているはずでありますのに、その時点でどうして的確な数字が把握できなかったのか、その理由について伺いたいのであります。

二点目に、今回補正した理由について伺います。

固定資産税の第一回の納期は四月であります。予算編成時に何らかの理由によって正確な数字がつかめなかったとしても、四月には正確に調定をしているのでありますから、その時点で五百万円

増額になった理由

九月議会まで補正を延ばした理由

の計上不足が判明したはずであります。そして六月議会には予算の補正もされており、六月議会で増額補正すべきであったと考えますが、九月まで延ばした理由は何か。  
以上二点についてお尋ねします。

〔議例九六〕

〓 農林水産業費 〓

○ 農業後継者対策について

予算の内容

農業後継者対策費として五十万円の予算が計上されている。

〔議例八六〕

後継者対策としての新規施策は

**質疑** 農業後継者対策費として計上されている予算は前年度と同様に五十万円であります。私の記憶では一昨年も五十万円であったかと思いますが、後継者対策として実施している事業は農業後継者対策協議会に補助金として五十万円を支出しているだけであり、協議会で行っている事業は結婚相談つまり花嫁さがしに終始しているように伺っております。この後継者対策については事業内容も金額もまさに定着したようでありますが、行政の姿勢とは逆に後継者はいっこうに定着しない、町内各戸の農家が後継者に悩んでいるのが実態であります。後継者を定着させるためには行政は定着してはならないと考えますが、花嫁さがし運動以外に何らかの施策は考えられないのかどうか、この点について町長の考え方をお尋ねいたします。

**再質疑** ただいまの町長の答弁では積極的な前向きな姿勢がうかがわれませんが、何をなすべきか暗中模索しているのが実態のようであります。

青年に集会の場を

講座の開設

農業従事者は、土を相手にひとり黙々として終日作業していて、作業中に話すべき相手がいないし、いても家族に限定されて数が少ないのが実態であります。戦前であれば青年団活動が活発であり、その会合の中で日中の疲れをいやし、明日へのエネルギーが蓄積され、また社交の場でもあったわけがありますが、最近はそのような活動もあまりされていないようです。しかし行政が青年団活動にテコ入れすることは感心したことはありませんので、青年団活動に変る施策を考えられたいものかどうか。たとえば農業青年大学講座としてもよいでしょう。月に二回なり三回なり農業従事者にとって必要な講座を開く、そしてときにはその中にリクレーションも取り入れることはいかがでしょうか。科目は農業問題に限定しないで一般教養的なものもとり入れて、一般にも広く開放する。これはいまその必要性が強く主張されている生涯教育の役割りを果たすことにもなるのではないかと思います。農業後継者対策事業を、たとえて一例を申し上げましたこの種のものにまで拡大する意思はないかどうか、重ねてお尋ねします。

【留意点】

- 1 予算に関連する問題であるので、予算の質疑でもよいが、一般質問で取り上げた方が適切であつたろう。
- 2 一例として青年大学講座の問題を提起するならば、第一回目の質疑のときに発言すればよかった。質疑の回数は二回に限られているので、再質疑で提起すると、「できない」と答弁された場合に「なぜできないか」についてさらに質疑することができないので突っこみが不足になる。

〔議例八六〕

## 2 事例

〔議例八二〕

### ○小学校改築工事契約について

議案の内容

前年度の教室建築に引続き、屋体と特殊教室を建築しようとするもので、落札者は前年度と同一人である。

談合の事実と職員とのゆ着

**質疑** 工事の入札にあたり不正の点はなかったかどうか、まず第一点にお伺いします。巷の噂によれば、今回もまた落札したA社は、入札前からすでに資材の手当をしていたということでもあります。もしこれが事実とするならば、指名業者間で談合があったのではないかとすることも想像されるわけでありますが、理事者はこうしたことをご耳にしていまいか。

また、業者と理事者のゆ着が行政をゆがめ、汚職となってときおり新聞紙上を賑わしております。市長は清廉潔白で市民の評判は高いのでありますが、市長が身辺をきれいにしているにもかかわらず、特定の業者から金品の贈与を受けることによって、特定の業者に便宜を与えたり、入札に際してはいゆる神の声として暗示するようなことは絶対に許されぬことは当然であります。そこで継続事

業だからA社が引き続いてやったらどうかといったような、何らかの指示をしたというような事実はないかどうか、ないとは思いますが、入札前に資材の手当をしていたという噂から推測すると不安もありますので、市長の確たる答弁を承りたいし、さらに業者と職員がゆ着しないように、常日頃、どのような指導監督をしているのか併せてお伺いいたします。

## 迷惑防止

次に、A社が昨年の工事をしたときに、非常に住民に迷惑をかけたという事実があります。土砂採石を運搬するのにおおいをしていないために、採石をまき散らしたとか、砂ぼこりで洗濯物も外にはせないといった苦情がかなり出ていましたが、昨年の反省の上になたって、今年はどういう対策を講ずるよう指導するのか、以上の点についてお尋ねいたします。

## 再質疑

市長は、入札に際して談合した事実はないし、また職員にも業者とゆ着しないように、市民から疑いの目をもって見られないように厳しくしているということでもあります。市長の答弁で安心したいと思えますし、私の予想したとおりの答弁でもあるわけです。

しかし、私に気になるのは、入札前に資材の手当をしていたということ、これが噂であればよろしいんですが、ここ最近の例をみますと、継続事業の場合、前の年に落札した業者は、次の年にも必ず落札しているという事実があります。もちろん引続く工事だから、他の業者よりも安くできるということはあるかもしれませんが、他市の例を聞いても、一〇〇％同一業者が落札しているのです。こうしたことから噂が流れるのかもしれませんが、李下に冠を正さずともいいますので、二年目には指名業者をガラッと変えることはできないかどうか。

〔議例八二〕

〔議例八二〕

次に、今回の入札にあたり、落札業者の入札価格と、次の者との差ほどの程度あったのか。併せて、市の予定価格はいくらであったか。以上の点についてお伺いします。

**再質疑** 特に議長のお許しを得ましたので、一点だけ重ねてお伺いしますが、市の予定価格は発表できないという、その理由は何なのか、この点だけお尋ねします。

## 【留意点】

- ◇1 会議規則（市Ⅱ五六（〇回）、町村Ⅱ五五（三回））で質疑の回数は三回としている例が多い。特に議長の許可を得たときは三回をこえて質疑できるが、さらに二回も三回もということとはよくない。せいぜい一回にとどめ、かつ簡潔にしなければならない。
- 2 予定価格は、落札決定後といえども公開されるべきでないとしてされている。予定価格調書は封筒に入れ、開札の場所におき、開札後においてもこれを公開すべきものではない。なぜなら落札者がないときは再入札を行い、あるいはさらに公告して入札を実施し、予定価格の範囲内で随意契約をする場合もあるからであり、落札決定後においても、その後における契約の履行及びその後の他の競争入札執行上の弊害になるから公開する必要はないし、しないのが妥当である。

## 三 「異議あり」の発言

## 1 意義

1 議場における議員の発言は、すべて議長の許可を得なければならない。議長の許可を得ない発言は「不規則発言」として何らの効果もないし、懲罰の対象になるような特別の場合を除いては会議録にも記載されないことが多い。

しかし「異議あり」という発言は、議長の許可を得ない発言ではあるけれども効力が発生し、議長はそれを無視することはできないので、何らかの措置をしなければならない。

2 たとえば、議長が表決を簡易表決によろうとし「原案のとおり決uringにご異議ございませんか」と宣告したのに対し○人以上の議員から「異議あり」とする発言があつたときは、議長は起立の方法で表決をとらなければならない（標規市七六、町村規八七）。ただし、二人以上からと規定されている場合に、一人からの異議であるときは、議長はこれを取り上げるには及ばない。

3 「異議あり」の発言は、地方自治法又は会議規則に規定がある場合においてのみ効果が発生するもので、それ以外においては単なる不規則発言であつて効果はない。

4 会議規則で「○人以上」からの○人を何人にするかは、その議会の会議規則によつて定められるが、一人とすることは少ないが、議案を提出する際の要件も一二分の一になつたので、定数の少ない議會は一人、多い議會は二人以上とすることが適当であろう。

その他 △「異議あり」の発言▽ 意義

三九二一

その他 △「異議あり」の発言▽ 意義

三九二二

5 標準会議規則によつて、異議を発言できるのは次の場合がある。

- |     |               |       |      |
|-----|---------------|-------|------|
| (1) | 会議時間の変更に関する異議 | 標規市九  | 町村九  |
| (2) | 動議の表決順序に関する異議 | 標規市一八 | 町村一九 |
| (3) | 一括議題に対する異議    | 標規市三五 | 町村三七 |
| (4) | 発言時間の制限に対する異議 | 標規市五七 | 町村五六 |
| (5) | 可否の宣告に対する異議   | 標規市七〇 | 町村八一 |
| (6) | 簡易表決の宣告に対する異議 | 標規市七六 | 町村八七 |
| (7) | 表決の順序に対する異議   | 標規市七七 | 町村八八 |



DAI·ICHI HŌKI